

地方からの提案個票

<各府省第1次回答まで>

重点	ヒアリング事項	ページ
4	保育施設の給付費に係る加算の整理・統合及び広域利用に対応した施設管理プラットフォームの構築等	1
12	保育所等における児童の健康診断の検査項目等の見直し	4
9	児童手当の支給に係る所得審査の廃止及び転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直し	8
11	地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和	13
8	障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し	15
10	児童の一時保護施設における職員の数及び夜間の職員体制について定めた基準の経過措置期間の延長	17
14	中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し	19
20	大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し	21
15	司書教諭の設置義務の緩和	23

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁、デジタル庁、文部科学省 第1次回答

整理番号	95	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	95)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育施設の給付・監査業務に係る標準仕様システム及び施設管理プラットフォームの効果的な構築等

提案団体

神戸市、福島県、大阪府

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化を着実に進めるとともに、他の加算制度の整理・統合、加算取得手続の簡素化・統一化を求める。

自治体が先行的に構築している標準化システム対象業務外の加算認定に係る業務に係る独自システムについて、今後の標準化システム及び施設管理プラットフォームの導入に当たって、自治体の先行的な取組に配慮いただきたい。

また、施設管理プラットフォームの本格導入に当たって、保育施設の広域利用の請求事務に係る負担軽減のため、市外の施設の請求の承認等が可能となるようなシステム構築を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

民間の保育施設への毎月の施設型給付費の算定については、国の通知で定義された加算要件が28種類も存在し、毎月各施設から提出される認定申請書は22種類にもわたることから、大きな事務負担となっている。当市職員は、年間約4,000件の問い合わせに対応し、各種申請の審査に年間約7,400時間を要している。

当市においては、独自に令和6年度から施設型給付費の自動算定機能等を備えたクラウドサービスを導入し負担軽減を図る予定だが、制度自体の簡略化が必要と考えている。

また、この独自のクラウドサービスについては、全国でも先行的であり、かつ汎用性の高いものだが、標準化されている施設型給付請求システムと密接に関連するものであり、標準化システムや施設管理プラットフォームとの連携、今後の標準化仕様書及び標準化対象業務の拡大等において支障が出る場合、構築した独自システムが無駄になる可能性がある。

現在、児童が居住する市区町村以外の保育施設を利用したい場合、市区町村間で受委託による利用調整を行い、市内に居住する子どもが市外の保育施設を利用する場合、保育施設が居住地の自治体に施設型給付費の請求を行う仕組みになっており、施設・自治体の間での確認・精算業務が大きな負担になっている。

【支障の解決策】

国は、保育施設や自治体の負担軽減を図るため、処遇改善加算の取得要件としていた賃金改善計画書の廃止や、処遇改善加算Ⅰ～Ⅲの整理・統合を進める方針を示しているが、これを着実に進めるとともに、他の加算制度の整理・統合や、加算取得手続(申請書類)の簡素化・統一化についても早期に検討を行う。

国が今後導入する施設管理プラットフォームや標準化システムの検討に当たっては、先行自治体が汎用性のあるシステム構築を行っている場合、標準化システムとして採用、又は連携を可能とするなど、自治体独自システムを調査の上、先行自治体のシステムが無駄にならないよう配慮を行う。

また、施設管理プラットフォームの導入及び標準化システムを整備する際には、市外の施設情報の参照及び市外の保育施設からの請求内容の承認を可能とするなど、広域利用に対応したものとし、施設と自治体の負担を軽減する設計とする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

各保育施設では、月々の定例的な申請作業について月平均 20 時間程度要している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育施設職員と自治体職員の事務負担軽減につながる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法、教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に用留守費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 27 年内閣府告示第 49 号）、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月 19 日付けこども家庭庁成育局長文部科学省初等中等教育局長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、花巻市、宮城県、仙台市、荒川区、川崎市、相模原市、新潟市、長野県、飯田市、浜松市、名古屋市、小牧市、兵庫県、朝来市、奈良県、安来市、高知県、大牟田市、熊本市、鹿児島市

○処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの認定および施設型給付費の額の算定にあたっては、加算が複数あるだけでなく、加算項目の追加や要件の変更などが頻繁に行われることで、市の事務負担のみならず、民間施設や業界団体からも制度の複雑化により事務が煩雑となっているとの意見が多く寄せられていることから、本提案に賛同するものである。

○当市においては、独自にシステムを構築するなどして施設型給付の事務を行ってはいないが、市内及び広域入所施設の請求・支払い事務にあたっては多大な事務負担となっている。とくに広域施設については、各市で加算認定を行っているため、加算内容の確認のため当該施設や施設のある各市町村に照会をかける必要が生じる。そのため、システム上で各施設の認定状況が確認でき、かつ請求額の確認ができるような標準のシステムの導入を求める。

また、処遇改善の加算認定に関して、賃金改善計画書の提出を不要とする改正がされたが、処遇改善加算はⅠからⅢまでであり制度が理解しにくいこと及び加算額がその年度の加算取得状況や職員構成によって増減するため、給付を受ける施設においても混乱を生じやすく、その問い合わせの対応について苦慮している状況である。

施設型給付の制度について、加算のあり方を早急に整理し簡素化するとともに、各市統一的に利用できるシステムの提供を検討されたい。

○当市でも処遇改善加算に係る業務が職員及び保育施設職員の負担が大きく、他の加算制度も整理・統合、加算取得手続の簡素化・統一化されることにより事務負担が軽減される。

また、現在、市と市内の保育施設で共通システムを使用し施設の請求の承認等を行っているが、全国共通のシステムとの連携が可能となれば、市外の施設からの請求の承認等も可能となり、事務負担が軽減される。

○各施設への給付費等の計算は独自システムを使用しているが、加算の種類が多く、確認に時間を要することから、大きな事務負担となっているところである。特に処遇改善等加算については、令和6年度から賃金改善計画書が廃止になったが、そもそもの制度が複雑であり施設からの問い合わせも非常に多いため、整理・統一について早急な検討が必要と考える。

また、国の標準化システムを構築するにあたっては、当市においても独自システムを使用しているため、導入にあたっては互換性等の配慮いただきたい。

○加算認定業務は、所管する施設数が多くなるとその業務量も膨大になる。特に、処遇改善加算の認定業務は複雑であり、保育施設職員へ制度や事務手続きについて説明し、理解してもらうことや問合せへの対応に多くの時間を要している。

○一本化の内容によっては市システムの改修が必要になることも想定されることから、制度設計を早急に示されることを併せて要望いただきたい。

○各加算項目については、種類が多かつ幼稚園、保育所、認定こども園で内容が一部異なるなど内容が煩雑であり、認定業務に時間を要している。また、処遇改善等加算について加算ⅠⅡが県、新たに創設されたⅢが市での認定となっているため認定業務が複雑となっている。なお、当市においても施設型給付費に係る独自の算定システムを導入しており、今後の標準化システム移行に伴った既存システムの取扱いについて危惧してい

るものである。

○当市においても処遇改善等加算Ⅰ，Ⅱの申請事務の業務量は膨大である。処遇改善等加算はⅠ～Ⅲまであり、それぞれの加算実施内容が複雑かつ煩雑であるため、市内の民間保育所等からも制度の統一化及び簡素化を求める声が毎年度あがっている。当市には28園の民間保育所等があり、毎月の各園の雇用状況、加算取得状況確認後に施設型給付費を算定し、決まった月日までに支払いを完了する一連の業務量も膨大である。広域入所についても当市では、令和5年度は27名の広域入所委託児童がおり、50件以上の支払い事務を行っている。市外の保育施設の加算状況を確認し、金額の精査、支払い事務に少なくとも30分程度は必要な状況である。また受託している児童数は100名を超えており、委託元の市町村からの問い合わせ等の対応も必要である。広域入所にも対応したシステムが導入され、業務の軽減が図られること、処遇改善等加算の簡素化・統一化に期待する。

○処遇改善加算の整理・統合化を求める。

各府省からの第1次回答

公定価格における処遇改善等加算の一本化については、第5回子ども・子育て支援等分科会(2024年2月19日)において、令和7年度に向けて検討を行う旨を報告しており、関係団体等からの意見を聴きながら検討することとしているが、他の加算制度の整理・統合等については、今後継続的に検討してまいりたい。

また、今後の施設管理プラットフォームの導入に当たっては、地方自治体、関係団体、民間事業者等から構成される「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」を開催し、検討を行うこととしており、その中で、御指摘の論点も含め、検討することとしている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁、文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	137-1	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	137)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等における児童の健康診断の検査項目の見直し

提案団体

城陽市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

保育所等の児童福祉施設及び家庭的保育事業者等に実施が義務付けられている健康診断について、「学校保健安全法に準拠」するのではなく、未就学児については「各年齢(月齢)に応じた検査項目」を新たに定めることを求める。

又は、必ずしも学校保健安全法に規定する検査項目の全てを実施する必要がなく各児童の発達状況に応じて適宜検査を行うことを推奨する旨を明示することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

保育所等の児童福祉施設及び家庭的保育事業者等に実施が義務付けされている健康診断については、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならないとされている。

【支障事例】

学校保健安全法に規定する健康診断について、視力及び聴力検査が項目として定められているが、未就学児(特に乳児及び低年齢の幼児)に当該検査を有効に実施することが現実的に困難である。小学生以上の児童に実施するのと同じの検査方法・検査項目は、「見える・聞こえる」を自身で意思表示することを前提としており、未就学児(特に乳児及び低年齢の幼児)に対して有効に検査することができない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市管内の保育施設から、未就学児(特に乳児及び低年齢の幼児)に対する視力・聴力検査の有効性に対する疑義や保護者に医学的に信ぴょう性のある検査結果を伝えることの困難性の解消、職員の負担軽減を求める意見が寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育所等で実施する健康診断の有効性の向上、及び保育所等の職員の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第1項、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準第17条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第27条、学校保健安全法第13条、学校保健安全法施行規則第3条、第6条、第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、三郷市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、稲沢市、田原市、大阪市、羽曳野市、広島市

○当市においては、保育所等における児童の健康診断について、学校保健法に準拠しつつ、検査健診項目等に関しては乳幼児の発達段階に配慮した形で柔軟に行われているのが実情であり、保育所等における健康診断について、学校保健法に準拠した全ての項目の検査を行うことが未就学児、特に乳児及び低年齢の幼児に対して有効であるのか疑問が残ることから、提案に賛同する。

○尿検査についても、自治体間で対象年齢等にばらつきが見られ、必要性の判断に苦慮するため、提案内容に賛同する。

各府省からの第1次回答

保育所等の児童福祉施設や家庭的保育事業等における健康診断は、法令により施設長等が「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない」としているが、その円滑な実施を図る観点から、乳児及び低年齢の幼児の発達段階に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する実態調査を行い、その結果や乳幼児健診との関係も踏まえた対応に当たっての具体的な考え方を示すこととする。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号 (管理番号	137-2 209)	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

保育所等における児童の健康診断の実施頻度、内容の明確化等

提案団体

奈良県、滋賀県、京都市、大阪府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。」とする児童福祉施設の設備及び運営に関する基準や同様の内容が規定されている就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則について、より具体的な準じるべき内容・頻度を示すとともに、幼稚園児や小児（3～5歳児）と同様に実施することが困難な乳児期や低年齢の幼児期（0～2歳児）における視力検査や聴力検査等について、現場での実践に資する実施手順など、より具体的な健康診断の内容を示すよう求めるもの。なお、その際は、母子保健法上の乳幼児健診との関係を踏まえて検討いただきたい。

具体的な支障事例

保育所等における児童の健康診断については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」や同様の内容が規定されている「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」等で、学校保健安全法及び同法施行規則に準じて年2回実施する旨が規定されているが、それ以外の明確な規定がない。

そのため、県内の保育所等から「尿検査や聴力検査、視力検査等について、0～2歳児は検査が実施困難である」「学校保健安全法施行規則に定める全ての検査項目を2回実施する必要があるか、根拠とあわせて示してほしい」といった声が寄せられており、対応に苦慮するケースがある。

特に0～2歳児は、そもそも実施困難な検査項目（視力検査、聴力検査、尿検査等）があるが、保育所等での健康診断の実施方法について具体的に示されたものはなく、「実施が難しい場合は省略可能」などの通知もない。また、健康診断の実施状況は指導監査の項目となっているが、0～2歳児が全ての検査項目を実施していなかった場合、監査をする職員によって指導内容に差が生じており、保育所等から苦情が出ている。

年齢に応じた実施可能な健康診断の項目を定め、全国一定の基準によって指導監査を実施する必要がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内の保育所等から「尿検査や聴力検査、視力検査等について、0～2歳児は検査が実施困難である」「学校保健安全法施行規則に定める全ての検査項目を2回実施する必要があるか、根拠とあわせて示してほしい」といった声が寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公立園における適切な健康診断の実施及び私立園に対する適切な指導監査の実施に寄与する。また、適切な健康診断の実施を通じ、児童の健康福祉の増進が図られる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 12 条
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 27 条
 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 17 条
 学校保健安全法第 13 条
 学校保健安全法施行規則第3条、第6条、第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、三郷市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、稲沢市、田原市、羽曳野市、広島市

○保育所等における児童の健康診断の内容については、「学校保健安全法及び同法施行規則に準じて年2回実施する旨が規定」されているが、それ以外の明確な規定がないため、当市では、健診項目等に関しては乳幼児の発達段階に配慮した形で柔軟に行われているのが実情である。また、指導監査についても、現場の混乱を避けるため、乳幼児の発達段階に配慮した形で全国一律の基準により行うことが望ましいと考えるため、提案に賛同する。

各府省からの第1次回答

保育所等の児童福祉施設や家庭的保育事業等における健康診断は、法令により施設長等が「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない」としているが、その円滑な実施を図る観点から、乳児及び低年齢の幼児の発達段階に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する実態調査を行い、その結果や乳幼児健診との関係も踏まえた対応に当たっての具体的な考え方を示すこととする。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	292	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	292)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

児童手当の支給に係る所得審査の廃止

提案団体

町田市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童手当制度の改正に伴い所得制限が撤廃されるため、生計中心者が受給者になるという考え方を見直し、夫婦の所得によらず受給者を選択できるようにすることなどにより、年度更新の際に行っていた所得審査をせずとも支給できるようにしていただきたい。

具体的な支障事例

現行の児童手当制度では、認定事務及び資格の年度更新時に所得審査を行っている。所得審査は、システムにより対象者リストを作成し、市外課税者の所得照会（場合により、課税地登録の設定や不開示での照会設定などの個別設定が必要。令和5年度の対象者は1,000人程度）を行い、所得更新処理をするが、対象者が多いため処理にはかなりの作業負担を要する。

また、児童手当法第4条第3項により、父母等のうち所得の高い方を児童手当の受給者としているため、毎年資格更新の際に父母等の所得を確認し、所得によっては受給者変更を行っている。例年、受給者変更のために対象者に手紙を送付しているが、現受給者の消滅届及び新受給者となる配偶者の新規申請書がなかなか提出されず、変更事務に多大な時間と労力を要する状況である（令和5年度現況更新時の受給者変更対象者は45人）。今後、児童手当の対象者が拡充されることにより、作業負担が更に増えることが想定される。

今後、児童手当制度において所得制限が撤廃されることに伴い、所得審査に伴う受給者変更は、行う必要がない取扱いにしていきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

窓口で公務員と民間企業勤務の夫婦の受給者変更を受け付けた際に、夫婦で所得が大きく変わらないが産休・育休などにより所得が逆転し、数回受給者変更をすることになり申請事務が大きな負担に感じるとの意見が複数あった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

支障が解消されることで頻繁に受給者変更を行っていた方にとっては受給者変更に伴う申請の手間がなくなるため、市民サービスの向上につながる。また、職員の残業時間及び業務負担が軽減されるとともに、人件費の削減にも繋がる。

根拠法令等

児童手当法第4条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、苫小牧市、花巻市、仙台市、越谷市、平塚市、藤沢市、浜松市、豊橋市、広島市、今治市、久留米市、大村市、熊本市、宮崎県

○当市においても年度の都度受給者変更を求められるケースが一定数あり、受給者の手続き負担の観点から有効のため、所得審査の廃止を求める。認定及び資格の年度更新事務においても業務負担が大きく軽減され则认为。

○当市でも同様の事例が発生している。所得制限撤廃後も、父母間での二重支給を防止する観点から所得による受給者の判定が継続されるようだが（児童手当の抜本的拡充に係る Q&A 集 3月 27 日版 問2-1）父母が同世帯かつ公務員に該当しない場合等、二重支給を防ぐことが容易な家庭に限っては、所得で判定する必要性は薄いとする。当市における受給者世帯の内、およそ8割が前述のようなご家庭であるため、見直しが可能であれば大幅な事務負担の軽減が見込める。

○資格の年度更新時に所得審査を行う際、約 800 件の市外課税者を情報連携により所得照会し、父母の所得の多少の変動により、約 80 件について現受給者の消滅届及び配偶者での新規認定請求依頼を行っている。これらの事務について、提案市同様、大変な時間と労力がかかり、制度拡充による負担増が予想される。また、新規認定請求時に請求者が所得が高い者として認定請求されたものの、所得調査により配偶者の所得が高く、再度請求手続きを依頼することも発生している。また、新規認定請求の際、産休等による所得の逆転の可能性や世帯主・健康保険・税扶養等の観点から、所得の多少に係らない受給者の選択を要望されることもある。

このため、今後児童手当制度の拡充により所得制限が撤廃されることに伴い、新規認定請求時の所得審査は各種控除等加味しない総所得の多少を基本としつつ柔軟な判断を可能とし、また、年度による所得審査に伴う受給者変更は行う必要がない取扱にしていきたい。

○所得の審査を行い、配偶者と所得が逆転し、支給区分に変更がある場合は受給者変更を依頼している。件数はそれほど多くはないが、確認作業、受給者への通知、申請待ち等で一定の負担を強いられている。また、今までは所得制限があった為、生計中心者の方を児童手当の受給者とするよう依頼していたが、廃止となれば日々のお世話（買い物等）をよくしている配偶者に変更してほしいという声が多く上がると考えられる。そのため、夫婦の所得によらない受給者の選択に賛同する。

○原則、父母等のうち所得の高い方を生計中心者と認め、児童手当の受給者としているが、所得だけでなく税・保険扶養の状況等から総合的に判断するとされていることから、一概に所得を比較するだけでは足りず、所得審査に膨大な時間を要している。また、当市では、所得審査の結果、昨年度は約 850 世帯に受給者切替えの案内をお送りしているが、認定請求が提出されない方も多く、その請求勧奨作業も業務負担となっている。これらのことから、所得制限撤廃に伴い、所得審査により受給者の切替えは不要となれば、大きな負担軽減となる。

○市外課税の場合はマイナンバー情報連携を行い、一人ずつ課税シートを作成する事務処理が発生している。また、システムにも課税状況を入力するのに時間がかかっている。制度改正により支給対象児童が拡充されることにより、さらにこちらの事務負担が増えることが見込まれる。

○当市も市外課税者の現況届等の審査で、情報連携での所得審査に要する時間はかなり多い。さらに、提出された1月1日時点の住所が違っており、情報連携の結果がエラーで返ってきた場合は、住所の確認作業が必要となり、事務作業の負担がかなり増えている状況である。

各府省からの第1次回答

児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第4条第3項は、同一の児童について、複数の者が支給要件を満たすこととなる場合に、当該児童がそれぞれの者の支給要件児童とならないよう（同一の児童に係る児童手当が二重に支給されないよう）調整するために設けられているものである。その際、「生計を維持する程度の高い者」を受給者としているのは、児童手当の趣旨が養育に係る経済的負担の軽減にあることから、一般的には、家計の主宰者として、社会通念上、家計において中心的な役割を果たしている者により当該経済的負担が生じていると考えられるためであり、これにより複数の者が支給要件を満たす場合においても所得の多寡という客観的な基準を用いることで一定程度画一的な処理が可能となっていると認識している。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 47 号）による児童手当法の改正により、児童手当の所得制限を撤廃した後においても、こうした調整の必要性は変わらないと考えている。また、こうした調整規定を廃し、御要望の父母等の任意により受給資格者を選択できることとした場合（所得の多寡という客観的な基準を用いない場合）には、かえって事務負担が増す可能性があると考えている。

なお、児童手当法第4条第3項に規定する「生計を維持する程度の高い者」に該当するか否かは、原則として、

児童の父母等の所得により判断することとなるが、「児童手当Q&A集(令和4年7月19日版)」問2－1において「児童手当の受給者及び配偶者の所得に一時的な逆転が生じた場合であっても、(中略)受給資格者や市町村の事務負担も鑑み、一次的に所得が逆転して低い者であっても「生計を維持する程度の高い者」として判断することとして構いません。」としており、過度な事務負担が生じないよう配慮している。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	293	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	293）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

児童手当制度における転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直し

提案団体

町田市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童手当を認定する際に、転出元の自治体に電話をし、転出予定日を確認しなくても消滅確認ができるような制度にしていきたい。

例えば、下記を提案する。

- ① 転出先の自治体の住民基本台帳ネットワークシステム等で転出元の転出予定日を確認できるようにする。
- ② 転出時に児童手当の消滅日を記載した連絡票等を転出元自治体が作成し、申請者が転入手続きの際にその連絡票を渡すようにする。
- ③ 転入日であれば転出先の自治体で確認できるため、転出予定日ではなく、転入日を基準日とする。

具体的な支障事例

現行の児童手当制度では、対象者が転出入する際には転出予定日を基準日としているが、転出先の自治体では転入日しか住民基本台帳ネットワークシステムで確認できないため、転出元の自治体に電話をし、児童手当の消滅日を確認することで重複支給を防いでいる。そのため、転出元への消滅確認は必要と考えているが、年度末等で転出入が多くなると電話確認で忙殺され、その他の業務にも多大な支障がある。

求める措置に記載した①～③はあくまでも一例だが、電話確認を行うことなく各自治体等で消滅日を把握できるようにしていきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

支障が解消されることで職員の残業時間及び業務負担が軽減されるとともに、人件費の削減にも繋がる。

根拠法令等

児童手当法第8条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、苫小牧市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、越谷市、浜松市、豊橋市、小牧市、岡山県、高松市、今治市、福岡市、佐世保市、熊本市、宮崎県、鹿児島市、特別区長会

○現行の児童手当制度では、転出予定日を基準日としている。転出者には転入予定日を記載した用紙を渡し、転入先市町村へ添付して新規認定請求するよう周知しているが、添付しないために転出先市町村から転出予定日の確認の電話がかかってくる場合がある。また、転入者の新規認定請求時には、転出元市町村から渡された転出予定日の分かる用紙を添付しない転入者が約6割であり、転出元市町村へ転出予定日を電話で確認している。今後児童手当制度の拡充により受給者数が増えるため、これらの事務負担増が想定される。重複支給防止のための消滅確認は必要ではあるが、電話による確認方法ではなく、住民基本台帳ネットワークシステムの活用やマイナンバー制度における情報連携等により、転出元の転出予定日を各自治体のネットワークシステムで確認できるようにしていただきたい。

○現在、転出時に児童手当の消滅日を記載した連絡票等を転出元自治体が作成し、それを受給者の方が申請時に提出していただく割合が6割ほどで、残りの4割はマイナンバー等で転出したため転出元の窓口に行っていない場合や、書類を紛失したなどで消滅日の確認が取れず、電話確認を行っており、転出元・転出先双方の業務負担になっている。これから電子での受付が増えると受給者の方に消滅時の書類を提出いただくことは難しくなってくるため、システム上で転出元の転出予定日を確認できれば作業負担が減少すると考えられる。

○年度末等で転出入が多くなると電話確認で忙殺され、その他の業務にも多大な支障がある。制度改正により支給対象児童が拡充されることにより、さらにこちらの事務負担が増えることが見込まれる。

○当市においては、窓口にて転出による資格消滅手続きを申請された場合は、消滅日を記載した連絡票を交付している。また、転入者が転出元自治体が交付する連絡票を持参した場合、連絡票にて消滅日の確認を行っている。一方、申請者が連絡票を持参していないこと等もあるため、電話での消滅日確認が必要となっている。転出による資格消滅日を転出予定日ではなく、転出確定日（転出先での転入日）とすれば、支障が無くなる。

○当市としても、転出元の自治体に電話をし、児童手当の消滅日を確認することで重複支給を防いでいる。年度末等で転出入が多くなると電話確認の件数が増え、支障がある。①の案に賛同する。

○求める措置の具体的内容に追加で、情報提供ネットワークシステムにより、児童手当支給情報も照会可能としたい。

○消滅日の電話確認は、自治体の連絡先の把握、当市と他市双方の電話対応が必要で、年度末は異動者による確認作業が増加し、普段の業務と6月支給に向けた支払に関する準備とも並行して作業することから、かなりの業務負担になっている状況である。端末での消滅日確認が可能になると、業務負担の軽減につながるとともに、複数人の目で確認することで、より正確に審査が可能である。DV 支援の転入者に関しては、情報漏洩等の観点から電話確認が不可で県を通して照会する場合があるが、端末確認ができれば、業務負担の軽減につながり、より早く審査ができることで市民の方へより早く児童手当を支給することができる。

各府省からの第1次回答

児童手当法(昭和46年法律第73号)第8条第3項の「住所を変更した日」とは、転出をした日を指し、実務上の取扱いとしては、住民基本台帳法上の「転出予定年月日」としている。これは、大多数の場合において「転出予定年月日」又はこれに近い前後の日に転出入するものと考えられること、住民基本台帳法上の事務処理としては、「転出予定年月日」をもって住民票が消除されることによるものである。

また、現行の取扱いであれば、転出元自治体は転出者の「転出予定年月日」をもって当該転出者に係る児童手当の支給額及び支給事由消滅処理を行う日を確定させることができるが、仮に「住所を変更した日」を「転入日」とする取扱いに変更すると、転出元の自治体においては、転入日が確定するまでこれらの処理を行うことができないこととなる。今般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)による児童手当法の改正により、児童手当の支給月を隔月の年6回とすることも踏まえると、過誤払いを防止するに当たっては、現行のとおりの「住所を変更した日」は「転出予定年月日」と取り扱うことが適当と考えている。

また、御提案の連絡票による対応については、市町村間の電話連絡を一定程度減少させる効果があると考えているが、追加共同提案団体の支障事例にあるように転入先自治体で申請者が連絡票を持参しないケースがあるなど、その効果に限界もあると考えている。

御指摘の事務負担を軽減するため、住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムを活用した「転出予定日」の確認については、関係省庁とも協議の上、必要な検討を進めてまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	173	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	173)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」によって定められている地域型保育事業所の認可要件のうち、「代替保育」は、一定の条件を満たせば、地域型保育事業所同士の連携が認められている。一方で、「保育内容支援」については地域型保育事業所同士の連携が認められていない。そこで、地域型保育事業所の連携施設の確保を進めるため、「保育内容支援」についても地域型保育事業所同士の連携を認めるよう、認可要件を緩和すること。

具体的な支障事例

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)では、地域型保育事業については、小規模かつ2歳までの保育であることから、「1 保育内容支援」、「2 代替保育」、「3 卒園児の受け皿の確保」の3要件で合意した連携施設の確保を必要としているが、令和6年度末までは連携施設がなくても認可できる経過措置がある。当市では、地域型保育事業者に対して、経過措置期間内に連携施設を確保することを求めているが、なかなか連携施設の確保は進んでいない。平成28年から、連携先となる施設へのインセンティブとして「連携施設支援事業補助金」を創設し、連携施設を確保できていない地域型保育事業所に対して、個別に連携先の候補となる保育所等とのマッチングを行っているものの、令和6年4月時点では、3項目の完全合意をしている事業所は約6割程度にとどまっている。

制度開始後約10年を経過した現時点では、新たに連携先になる保育所・認定こども園等が少なくなっているため、これ以上連携が進むことは期待できない。このような現状を踏まえると、地域型保育事業所の自助努力やこれまでの当市の取組だけで、経過措置期間内に、更には仮に経過措置期間が延長された場合においても全事業所が連携施設を確保することは困難である。

しかしながら、小規模保育の地域型保育事業所の入所児童に集団保育を経験する機会を確保するとともに、緊急時にも保育を実施するための保育士を担保することは必要である。

現在、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」において、一定の条件(「①保育所、認定こども園、幼稚園による連携が著しく困難であること」「②代替保育の実施によって本来の事業の実施に支障が生じないこと」「③代替保育を実施した場合の役割分担及び責任の所在が明確であることを要件とする。))を満たせば、「代替保育」については、地域型保育事業所同士の連携が認められている。一方で、「保育内容支援」については、地域型保育事業所同士の連携が認められていない。

そこで、地域型保育事業所の連携施設の確保を進めるため、「保育内容支援」についても地域型保育事業所同士の連携を認めるよう、認可要件を緩和して欲しい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

「保育内容支援」について連携施設を確保できていない複数の地域型保育事業所から、自助努力では連携施設

を確保することができないため、地域型保育事業所同士の連携でも、認可要件を充たしたという扱いにしてほしいという意見が寄せられた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育内容支援についても事業所同士の連携を認められた場合、これまで、代替保育だけで連携していた事業所同士が、保育内容支援も連携することで、日常的に相互で保育支援を行い、不測の事態での応援派遣をスムーズに実施することが可能になる。

例えば、複数の事業所が運動会や誕生日会等のイベントを共催することで、2歳児等の集団保育の機会を確保し、保育に関する情報を共有できるようになるとともに、異なる事業所の保育士間で相談しやすい環境ができる。

更には、従来の代替保育だけでは連携が叶わなかった未連携施設への理解・連携促進につながり、児童と保育士の双方にとって、より安心・安全な保育の実現に資する。

また、認可要件の緩和により、今後新たな地域型保育事業所の設置が行いやすくなる。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、さいたま市、上尾市、新潟市、浜松市、神戸市、広島市、熊本市

○当市においても、行政区によりばらつきがあるものの、特に引き続き保育需要が伸びている地域において、連携を設定することが難しい状況となっている。

○特に家庭的保育事業者において保育所・認定こども園との連携はハードルが高いという側面がある。

○当市においては連携施設を確保できなかった事例無しではあるものの、連携施設の解除の相談を受けることがある。しかし、新しい連携施設の確保が困難であることが原因で連携の解消が困難になっている実情がある。よって、新規の連携施設の確保の選択肢が広がる本提案に賛成する。

各府省からの第1次回答

原則として、満3歳未満児を対象とし、利用定員が19人以下である家庭的保育事業等では、保育のグループ単位が小さくなりがちなことから、集団保育の必要性が特に生じてくる2歳児について、定期的な合同保育の場により集団保育の機会を確保することや、3歳児からの円滑な集団保育につなげること等を目的として、「保育内容支援」を連携施設の要件の1つとしている。

この観点において連携施設の要件のうち、「保育内容支援」と「代替保育」とでは意義を異にしており、連携施設の要件のうち、「保育内容支援」を「代替保育」と同様に緩和することは不適切である。

他方で、連携施設に関して、自治体によっては確保に苦慮していることは承知しており、今後、連携施設確保に関する自治体や現場の現状を調査し、その結果も踏まえながら、連携施設の確保に関する経過措置期間の延長について検討していきたいと考えており、その際、連携施設の要件の在り方も含めた連携施設確保のための検討を行っている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	192	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	192)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

障害児通所支援事業所従業員の人員基準の見直し

提案団体

鳥取県、滋賀県、大阪府、和歌山県、全国知事会、中国地方知事会、将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的な内容

障害児通所支援事業所の利用定員数を標準未満とする場合に限り、従業員の人員基準を「標準」又は「参酌すべき基準」へと見直すこと

具体的な支障事例

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令）により、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の人員基準として、障がい児の数が10人までの場合、児童指導員又は保育士を2人以上配置（うち1人以上は常勤）すること、児童発達支援管理責任者を1人以上配置（1人以上は専任かつ常勤）することが規定されている。

当県（全19市町村）の障害児福祉計画の令和6年度サービス見込量によると、児童発達支援は12市町村が10名未満（うち8市町村が5名未満）、放課後等デイサービスは5市町村が10名未満（かつ5名未満）である。

一方、利用定員が、国が標準として定める10名に満たない事業所も、現行基準どおりの人員配置を求められ、事業運営が困難な状況にあることから、当県内の市町村のうち約半数に児童発達支援事業所が、約3分の1に放課後等デイサービス事業所が1か所もなく、障がい児が身近な地域で通所支援を受けられていない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

○放課後等デイサービスのない地域の児童の多くは、車で数十分かかる近隣市にある事業所を利用しているが、放課後の多くを移動時間として過ごしており、本来受けるべきサービスを十分に受けることができていない。

○福祉人材の不足によって、事業継続に以下の影響が出ている。

東部圏域：人材不足に関する相談が月1、2回程度あり、令和5年度に2事業所が人材不足により廃業した。

中部圏域：有資格者の人材不足に関する相談があり、令和4年度に1事業所が人材不足により廃業した。

西部圏域：児童発達管理責任者の確保困難により、令和5年度に廃止事業所が1か所、休止事業所が1か所あった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「標準」又は「参酌すべき基準」に見直すことにより、例えば、障がい児の実数が少なく利用定員が5人に満たないような小規模な事業所について、従業員の常勤規制を緩和する（児童が利用する時間帯のみ必置とする）等の地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となる。

これにより、特に担い手不足の中山間地域等にあって限られた児童福祉人材の有効活用が図られるとともに、障がい児に必要なサービスを身近な地域で提供可能な体制の整備（事業所の進出、定着）に資することができる。

根拠法令等

児童福祉法第 21 条の5の 19 第3項

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、長野県、高知県

○当県では、小規模町村が多く、山間部等で利用児童が1名となる事業所も存在する中、直接支援員の2名配置が負担となり、放課後等デイサービスの開設が進まない地域がある。その結果、身近な地域での開設が進まず、片道1時間以上を要して他地域へ通う事例もあり、事業者・利用者の双方にとって負担となっている。

各府省からの第1次回答

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定通所基準」)に規定する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に係る従業者及びその員数についての基準は、障害児に提供されるサービスの質を確保する観点や、障害児の安全管理を担保する観点等を踏まえて、都道府県等が条例によって事業所の指定基準を定める際に「従うべき」基準としているところであり、当該基準を「標準とすべき基準」や「参酌すべき基準」とすることは適切ではないと考えている。

また、指定通所基準においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)に規定する指定生活介護事業所や指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス基準」という。)に規定する指定通所介護事業所等がそれぞれ指定障害福祉サービス基準や指定居宅サービス基準を満たす場合(※)には、指定通所基準の人員基準に関わらず、これらの事業所が共生型事業所として児童発達支援等を提供することが可能となっており、地域の実情に合わせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能となっているところである。

引き続き、障害児に必要なサービスを身近な地域で提供できるよう、体制の整備を支援してまいりたい。

(※)指定障害福祉サービス基準により求められる従業者の員数が、児童発達支援を利用する障害児と生活介護を利用する障害者の利用者を合計した人数に対応した員数であれば、共生型児童発達支援事業所として必要な員数を満たす 等

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	172	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	172)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の経過措置期間の延長

提案団体

大阪市、京都府、京都市、堺市、兵庫県、徳島県、指定都市市長会、関西広域連合

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」における経過措置期間を2年間から5年間に延長すること。

具体的な支障事例

虐待を受けた子ども等を保護する一時保護施設については、「児童養護施設の設備及び運営に関する基準」（昭和二十三年厚生省令第六十三号）を準用し運営等を行うとともに、平成28年の児童福祉法改正や「一時保護ガイドライン」（平成30年厚労省局長通知）を踏まえ、環境整備等に取り組んでいる。

当市でも個室化・ユニット化による生活環境の向上とともに入所定員の増員を図るため、令和8年度を目途に一時保護施設を4か所体制とする施設整備と、これまでの配置基準に基づく計画的な職員確保や人材育成に取り組んできているところである。

このような状況の中、令和6年に新たに策定された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和六年内閣府令第二十七号）では、一時保護施設におけるこどもの状況を踏まえ、一時保護施設の質を担保し、より手厚い児童支援に資するものとなっているが、ユニットごとの夜間職員の配置や児童10人につき1人以上の心理療法担当職員の配置が必要になるなど、これまでの基準に比べ、大幅な増員が必要となる。

職員の確保にあたっては、計画的な人材の確保と専門性の育成が必要となるが、経過措置の期間はわずか2年間となっており、短期間での急激な職員増は、職員の確保だけでなく、多くの新任職員を抱え、指導・管理体制も整わない中、人材育成が追いつかず、支援の質の低下を招きかねない。

支援の質を低下させることなく、定員を確保するためには、経過措置期間として5年程度は必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

一時保護施設に入所するこどもは虐待など様々な課題を抱えており、どのような支援・養護を行うか、どのように接するかなど、その対応にあたっては高度な専門性と経験が求められる。また、夜間は単に就寝している児童を見守るだけでなく、情緒が不安定な児童による器物の破壊や職員への暴力行為など問題行動が起りやすい時間帯でもあり、単に必要な職員数を確保するだけでなく、こども一人ひとりにあった支援が行えるよう人材育成していくことが重要である。

経過措置期間の延長により、地方の実情に応じて計画的に人材の確保や育成に取り組むことができ、各自治体で専門性をもった職員が一時保護施設に入所するこどもたちの個々の状況に応じきめ細かく支援することが期待できる。

根拠法令等

一時保護施設の設備及び運営に関する基準附則第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、滋賀県、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県、沖縄県

○当県においても同様の状況であり、基準に基づき一時保護所に人員配置を行う場合、専門職員が不足することが見込まれる。また、児童虐待相談件数が増えたことにより、児童相談所の児童福祉司及び児童心理司を増やさざる得ない状況下において、一時保護所の人員の確保となると、質が担保できないものとなる。さらに、各配置すべき職員の具体的な業務内容が基準で明記されていない。

各府省からの第1次回答

本基準については、一時保護されるこども達が、保護者からの虐待等により心身が傷ついた状態にあることや、家庭からの急な分離等から不安や緊張が大変高い状態であることが多い中で、従来の一時保護施設に対する人員配置に係る基準が十分でなかったことを踏まえて制定したものである。

不安や緊張が大変高い状態にあるこども達に対し、適切なケアを確保していくために、早急に本基準に基づく体制が全国的に図られるべきものである。

こうした一時保護施設の職員配置の引き上げについては、令和3年12月に社会保障審議会（児童部会社会的養育専門委員会）において「一時保護は子どもにとって不安の強い状態であり、より手厚い対応が必要」「新たに独自の設備・運営基準を策定する」等と方向性が報告書案として示され、令和4年6月に改正児童福祉法が成立・公布されるとともに、令和4年8月には全国の自治体に対し改正内容の説明会を行い、さらに令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において実施された「一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究」において、ご指摘のユニットごとの夜間職員の配置や児童10人につき1人以上の心理療法担当職員の配置も含めた一時保護所の具体的な設備・運営基準（案）が示され、さらに、令和5年9月にはこの基準（案）について、経過措置も含め、全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において説明も行うなど、自治体が十分かつ円滑に準備ができるよう、周知等に取り組んできたところ。このように、できる限り速やかに一時保護施設のこども達の環境改善を図るべく、令和3年度以降、継続的に全国の自治体に対して情報提供・注意喚起を行ってきた。

その上でなお、職員の確保が困難であること等の自治体の事情を鑑み、一時保護施設の設備及び運営に関する基準に定める規定により難しい場合、令和8年3月31日までの間、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条又は第46条の規定を準用する旨の経過措置を設けたところ。

なお、本経過措置については、上記のとおり、施行日（令和6年4月）以前である令和3年度より継続的に全国の自治体に対して情報提供・注意喚起を行ってきたことに加え、児童福祉施設等の人員基準を引き上げる際の経過措置の多くが2年以内で設定されていることも踏まえて設定している。

ご提案のように、経過措置を2年から5年に延ばすこととなれば、虐待等で傷ついたり、不安や緊張が大変高い状態にあるこどものケアを十分に実施できる体制が構築されない期間が長引くこととなり、こどもに対して適切な支援を実施していく観点から適切ではないと考えている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	195	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	195)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し

提案団体

鳥取県、山形県、広島県、徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

通所介護事業所（一般、地域密着型、認知症）は、利用者を事業所に通わせ、当該事業所において、サービスを提供した場合に報酬算定が可能であるところ、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、感染防止等の観点から事業所を休業した場合等に限定して、利用者の居宅を訪問してサービス提供した場合も、報酬算定が認められている。

これを、中山間地域等の訪問介護事業が不足する地域に限定して、平時においても適用していただきたい。

具体的な支障事例

中山間地域等を中心に、訪問介護事業所の不足が深刻となっている。訪問介護事業は、もともと都市部に対し、地方では低調な傾向にあるが、近年、中山間地において訪問介護事業所自体が減少傾向にある。減少傾向にある理由としては、訪問の担い手とともに、年間を通じて利用者の安定的なニーズがないことが挙げられる。（「積雪等がある時期は、安全面から自宅よりも施設で数日過ごしたい（過ごしてほしい）」という利用者やご家族の意向により、訪問介護からショートステイ等に移行されるケースが多い。）

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

通所介護事業所は、県内に訪問介護事業所の倍程度あり、中山間地にも立地していることから、必要に応じ通所介護事業所の余剰人員の訪問介護を可能とすることで、中山間地の訪問介護の利便性を高めることができ、事業者にとっては職員を有効活用し、事業効率（生産性）を高めることができる。また、訪問と通所に取り組むことで、職員の利用者への理解も深めることができる。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いで、通所介護事業者が訪問を行ったが、大きな問題は発生しなかったと思料。

根拠法令等

介護保険法第8条第7項、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第93条、第95条（平成11年厚生省令第37号）、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）（令和2年2月24日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課事務連絡）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

松本市、高知県、宮崎県

—

各府省からの第1次回答

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、居宅で生活している利用者に対して、個別サービス計画の内容を踏まえ、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等、できる限りのサービスを提供した場合に、通所系サービスの報酬区分で算定することを認めたものであって、訪問介護サービスとして提供・算定することを認めたものではない。 一方で、現行制度においても、所定の基準を満たした場合に、通所介護事業所が訪問介護事業所を併設すること自体は妨げているものではないところである。 また、訪問介護を含めた居宅サービスについては、指定居宅サービスとしての基準（人員基準、設備基準等）の一部を満たしていない場合であっても、一定水準をみたすものについて、市町村が必要と認めるときは、「基準該当居宅サービス」として保険給付の対象とすることができる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	176	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	176)			提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し

提案団体

広島市、新潟県、広島県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

大気汚染状況の常時監視を行う測定局数を削減できるよう、算定に係る基準の見直しを求める。

具体的な支障事例

当市では、大気汚染状況の常時監視に当たり、可住地面積基準により測定局を 11 局設置している。近年、光化学オキシダントを除く測定項目で大気環境基準をほぼ 100%達成するなど、大気汚染の状況は大幅に改善されているにもかかわらず、当該可住地面積基準は、昭和 46 年に通知された硫黄酸化物測定局の標準配置基準を準用したものであり、現状を反映したものとは到底言い難い。

また、当市においては、光化学オキシダントを除く全ての項目で、各測定局間の年平均値の差が5ppb 未満となっており、昭和 61 年に示された一般環境測定局の配置基準を満たさなくなるほど、いずれの測定地でも大気汚染状況は改善されている。

さらに、現在は、AI や大気拡散モデル計算等の技術発展により、より精度の高い大気汚染状況の予測ができるようになっていることも踏まえる必要があると考える。

したがって、当市においては、11 局も測定局を設置する必要はないと考えられるが、測定局設置の算定基準が見直されていないことから測定局数を削減することができず、更新や維持管理に係る費用が多大な負担となっている。

大気汚染状況が改善されているのは全国的にも同様と考えられるため、測定局設置の算定基準を見直し、監視体制の合理化を図るべきと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

測定局数の算定に係る基準を見直すことにより、測定局の適正配置に関する裁量の幅が増加する。加えて、測定局の削減により捻出した費用を、局舎の修繕等のほか、環境省が推奨しているデータ通信等のデジタル化やデジタル記録計導入によるペーパーレス化等の DX 化に充てることができる。

根拠法令等

大気汚染防止法第 22 条、大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、さいたま市、浜松市、豊橋市、豊田市、高槻市、寝屋川市、久留米市、熊本市、鹿児島市

○測定局数の算定に係る基準では、環境濃度レベルの調整で、二酸化硫黄のように基準値の100分の1オーダーの状況においても、基準値の3割以下と区分し調整することとなっていたり、算定により測定局数が1を下回る数値となった場合は1としていたり、環境基準を達成している状況でも測定局数を維持するものになっている。測定局数の維持は、機器や局舎の保守管理等の経費だけでなく、日々の結果確認など事務作業も必要となることから、基準の見直しにより監視体制を合理化し測定局数を削減できれば、当市における他業務効率の向上につながると考えられる。

各府省からの第1次回答

現行の事務処理基準においては、人口及び可住地面積等による基本的な考え方を示した上で、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできるとしており、都道府県等は、具体的な測定局の数について、各都道府県等の状況を踏まえて決定することが可能となっている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	199	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	199)			提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

司書教諭の設置義務の緩和

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

学校図書館法第5条第1項において12学級以上の学校については、司書教諭を設置する義務があるが、司書教諭を設置した場合と同程度の学校図書館の運用が図られる条件の下であれば(例: 司書資格や司書教諭資格を有する学校司書の配置があれば)、司書教諭を置かないことができるとしたい。

具体的な支障事例

異動事務及び教員採用においては、県費負担教職員が区市町村教育委員会に振り分けられるが、司書教諭資格所有者が潤沢に配置される訳ではない。特に中学校では、退職等する司書教諭が担当していた教科で、司書教諭資格保有者が代替要員として補充される確率は低い。そのため、各教員の希望はもちろん、教員の特性・能力、地区内における配置のバランスや学校の状況等を考慮した人事配置ができず、子どもたちにとって最適な教育環境の整備を行えていない状況となっている。具体的には、学年主任、進路指導主任、特定の部活の顧問ができる教員等が不足している状況の中、その条件を満たさない司書教諭を配置した場合、学年運営、進路指導への支障が生じるほか、部活動での技術指導が困難となる事態が生じる。また、学校図書館法第4条第1項で定める「学校図書館の運営」の内容は、司書教諭に限らず、司書教諭資格等を有する学校司書が行うことも可能と考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

司書教諭資格所有という理由だけで、配置先の学校が限定されてしまうことがなくなり、教員本人の特性や希望及び住所、地区内のバランス、学校の状況等を重視した人事配置が可能となることにより、子どもたちに対する最適な教育環境の整備がなされる。

根拠法令等

学校図書館法第5条第1項、学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令（平成9年政令第189号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、大田原市、上尾市、川崎市、長野県、浜松市、京都府、守口市、枚方市、熊本市、宮崎県

○市全体のバランスを鑑み、教員の特性や学校の実情に応じて適切な人事配置をしていきたいが、司書教諭の資格の有無が人的配置の一つの条件であることは、子どもたちの最適な教育環境を整えるうえで一つの障壁となっている。現在、市内には司書教諭の資格保持者が一定数いるため、制度改革の緊急性はまだ高くない。しかし今後、退職者数が増えていくことを見越すと、制度改革の議論が必要になると考える。

○当市においても、司書教諭の資格所有者が潤沢にいる状況ではなく、その有無により、市内人事異動の際に学校の課題に正対した人事配置ができなかったり、資格所有者の異動先が限定されたりする場合もある。

○提案団体と同様の事例があり、子どもたちに対する最適な教育環境の整備の観点から、制度改革が必要と考える。

○司書教諭資格の所有の有無が人事配置に影響を与えるため、今後、学校要望や本人希望に沿わない人事配置とならざるを得ないケースの発生が懸念される。

各府省からの第1次回答

司書教諭は、学校図書館法第5条第1項により学校図書館の専門的職務を掌るとされており、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施等を行います。

一方、学校司書は、学校図書館法第6条第1項により学校図書館の運営の改善及び向上を図るとされており、児童生徒や教員に対する直接的支援に関する業務(例:児童生徒や教員に対する閲覧・貸出し業務、ガイダンス、情報サービス、読書推進活動等)、間接的支援に関する業務(例:図書館資料の管理、施設・設備の整備、学校図書館の運営等)、教育指導への支援(例:授業のねらいにあった図書館資料の紹介・準備等、教科等の指導に関する支援)を司書教諭や教員とともに行うことが期待されています。

それぞれに異なる役割が定められており、特に司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言することが期待されていることから、司書教諭講習を受講した教諭でなければなりません。

文部科学省としましては、司書教諭の役割を定めた学校図書館法第5条第1項の趣旨を鑑みると、司書教諭に求められている職務・役割は教諭でなければ担うことができず、学校司書をもって充てることはできないと考えます。

なお、人事配置上の問題である場合、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」において、「国が実施する各講習については、オンラインでも全課程を受講することができるよう改善を図る」とされており、オンラインやオンデマンド形式等多様な受講形態の促進等により受講者の講習の選択肢や受講機会の拡大を促すとともに、各学校へ司書教諭が配置されるよう施策の推進に取り組んでまいります。